

京都市人権文化推進計画

令和7年度取組実績

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

総企＝総合企画局

行財＝行財政局

文市＝文化市民局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

「京都市人権文化推進計画 令和7年度取組実績」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本取組実績は、令和7年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和7年度取組実績における取組事業数 449事業（別紙：全事業一覧） （内訳）

新規事業数	8事業
改善・充実事業数	10事業
継続事業数	431事業

＜参考＞令和6年度取組実績における取組事業数 449事業	
新規事業数	6事業
改善・充実事業数	8事業
継続事業数	435事業

1 新規事業一覧（8事業）

事業名	別紙 頁／No.
（１） <u>外国籍市民等の実態調査及び海外からの相談対応等受入環境の充実</u>	P 1 No. 7
（２） <u>民間団体との協働による若年被害女性等支援事業</u>	P 3 No. 4 2
（３） <u>ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組</u>	P 5 No. 9 0
（４） <u>超短時間雇用促進モデル事業</u>	P 6 No.103
（５） <u>入院者訪問支援事業</u>	P 7 No.140
（６） <u>ＩＣＴを活用した認知症高齢者等見守り支援事業</u>	P 8 No.159
（７）人権ミニフェスティバル	P 1 2 No.237
（８）山科区子どもの居場所づくり支援事業	P 1 4 No.267

◆新規事業の概要（主な事業のみ）

（１）外国籍市民等の実態調査及び海外からの相談対応等受入環境の充実（多文化／総企）

<事業概要>

外国籍市民のニーズや課題、受け入れる地域（日本人）の意識等を把握するアンケート調査を実施し、今後の施策に活用するとともに、国内外の外国籍の方からの相談対応や行政手続き支援等のための通訳派遣制度を導入するなど、受入環境の充実を目的とした事業を実施する。

<事業実績>

- ・京都市外国籍市民等意識・実態及び受入れに関する調査を実施
実施期間：令和 7 年 7 月 3 日（木）～令和 7 年 7 月 28 日（月）
有効回収数：外国籍市民 1,390 件（回答率 27.8%）
日本人市民 1,188 件（回答率 39.6%）
- ・京都に居住する魅力や生活に関する基本情報、問合せフォーム等を掲載したウェブページ「Kyoto Roots.」での相談対応を開始
- ・行政通訳相談員を行政窓口等現地に派遣する通訳派遣制度を試行実施
通訳派遣数：34件

<取組の課題や今後の実施方針等>

実態調査の結果を踏まえ、令和 8 年度は、多文化共生社会における相互理解・相互尊重の意識醸成に向けて、海外からの転入時に必要な情報の提供や、市民団体との連携等による外国籍市民との交流機会の拡大を行う。

また、令和 8 年度は通訳派遣制度を本格実施し、対応件数を拡大する予定。言語サポートの充実を図る。庁内への周知などにより、更なる利用促進につなげる。

〔２〕民間団体との協働による若年被害女性等支援事業（男女／文市）

＜事業概要＞

様々な困難な問題を抱えた女性、特に若年女性について、官民が協働して早期発見から自立に向けた支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに対応し、女性の自立を推進する。

民間団体と連携し、①夜間の見回りによる相談支援を行うアウトリーチ支援、②一時的な居場所の提供による相談支援、③一定期間継続的な支援が必要な方への自立に向けた支援をセットで、３年間のモデル事業として実施する。

① アウトリーチ支援

夜間に繁華街や駅前などの巡回を行い、家に帰れずにいる女性等に対する声掛けや相談支援を実施し、様々な被害の未然防止、またSNSを活用したデジタルアウトリーチ等により、問題が深刻化する前のアプローチを行う。

② 居場所の提供

身体的・心理的に不安定な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合に、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施する。

③ 自立支援

継続的な支援が必要と判断される女性については、最長１年を目途に、スタッフの見守りのある中で暮らしながら、必要な福祉サービスの利用や就労・居所の確保など、自立に向けた準備ができるステップハウス（一時的な避難場所だけではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣等の改善等の支援を受けながら一定期間居住できる場所）機能を有する場所を用意する。

＜事業実績＞

民間３団体（NPO 法人コミュニティ・スペース sacula、一般社団法人京都わかくさねっと、NPO 法人 happiness）に補助金を交付し、官民協働で以下の事業を実施

① アウトリーチ支援（３団体で実施）

- ・夜間街頭アウトリーチの実施（月１回程度）
- ・SNS によるデジタルアウトリーチを実施

② 居場所の提供（３団体で実施）

- ・団体運営のカフェを日中オープン（毎日）、月１～２回深夜にオープン
- ・団体運営のカフェや、連携しているホテル一室を活用し、お昼寝の利用（毎日）、ワークショップ（月１回程度）やランチ提供、相談対応を実施
- ・団体運営の子ども食堂で、月１回ランチの提供等

③ 自立支援

- ・ステップハウスの新規開所を３団体で実施

＜取組の課題や今後の実施方針等＞

若年女性を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、支援につながりにくいケースや、孤立・困難な問題を抱える若年女性が増加しており、アウトリーチ支援、安心して過ごせる居場所の提供、自立に向けた継続的な支援を一体的に推進していくことがますます重要となってきた。

今後も民間団体とも協働し、民間団体の活動実績を活かしながら、行政による制度的支援と組み合わせることで、より実効性の高い支援につなげていく。

(3) ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組（子ども・高齢者・障害者・職場づくり／保福）

<事業概要>

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の制定を契機として、社会全体におけるケアラー支援に関する機運の醸成を図るとともに、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につながるよう、広く市民に対して周知啓発・情報発信に取り組む。

<事業実績>

- ・本市のケアラー支援の情報を「京都市情報館」において一元的に発信
- ・ケアラーの認知度の向上を図るためのシンボルマーク及びキャッチコピーを公募のうえ作成
応募件数：シンボルマーク 80 件、キャッチコピー 919 件
- ・ケアラーやケアラー支援について広く知ってもらうための広報啓発物（ポスター、リーフレット、動画、ステッカー）を作成、関係機関等や様々なイベントにおいて掲出、配架
- ・中小企業等の従業員の介護離職防止に向けたチラシを作成し、中小企業等へ配布
- ・条例制定を記念したシンポジウムを開催（参加者数：61 名 オンライン参加者含む）
- ・実態把握のための様々な調査、京都市ケアラー支援推進協議会との協議やパブリックコメントを経て、「京都市ケアラー支援推進計画」を令和 8 年 3 月 27 日付で策定

<取組の課題や今後の実施方針等>

ケアやケアラー支援に関する認知度の向上・理解の更なる促進、多様なケアラーを早期に相談につなぎ、支援するための体制整備、情報発信の充実、ケアと仕事・学業との両立のための環境整備を含めた支援等、各分野における支援の一層の推進が必要である。

「京都市ケアラー支援推進計画」に基づき、多様な主体が相互に連携・協働しながら、重層的支援体制の下、ケアラーの多様性に配慮し、個々のケアラーに寄り添った適切な支援を切れ目なく行うことで、ケアラーやケアを必要とする人が誰一人取り残されることなく、自分らしくあり続けられるよう、社会全体で支援を推進していく。

また、ケアラーからの声も踏まえ、令和 8 年度にケアラーに関する包括的な相談窓口を設置することをはじめ、計画に定める事項の具体化に向けて取り組む。



【シンボルマーク】及び【キャッチコピー】

（４）超短時間雇用促進モデル事業（障害者／保福）

＜事業概要＞

障害特性や療養のため、長時間で就労が難しく、週 20 時間未満の超短時間雇用を希望する障害のある方の就労支援を実施

具体的には、東京大学先端科学技術研究センターが提唱する雇用モデル「超短時間雇用」を活用し、同研究センターから提供されるノウハウ等をもとに、障害のある方の超短時間雇用（週 20 時間に満たない勤務形態）に関心を持つ市内企業に対して、障害のある方の短時間雇用業務の切り出しや就職後のフォローアップなどの企業支援を行うとともに、雇用事例や他都市の優良事例等を紹介するセミナーを実施し、意欲のある企業等の掘り起こしを行う。

＜事業実績＞

- ・企業、福祉施設、当事者等を対象に、超短時間雇用の事例やメリット等を紹介する導入セミナーを実施し、本事業を周知

参加者数：42 人

- ・その他、コーディネーター（委託先事業者）と協力し、HP 等での周知、チラシ配布、企業セミナーでの周知、企業訪問等など、企業開拓、登録者開拓を積極的に実施

＜取組の課題や今後の実施方針等＞

登録者の増加に対し、受け入れ企業の開拓が追いついておらず、マッチング機会が十分であるとは言えない。

本事業の導入を検討する企業に対し、業務切り出し等の技術的支援を積極的に実施し、企業開拓を推進することで、障害のある方の一般就労機会の創出・拡大を図る。

（５）入院者訪問支援事業（障害者／保福）

＜事業概要＞

精神科病院に入院している医療保護入院者等で、第三者との面会交流が少なく支援が必要な者に対し、訪問支援員が訪問し、対象者の話を傾聴し、情報提供を行うことで、対象者自らが力を発揮できるよう寄り添った支援を行う。

＜事業実績＞

- ・市内 11、府下 2 施設の精神科病院を訪問し、事業周知と対象者の勧奨を実施
- ・府市合同で訪問支援員養成研修を 2 回実施（計約 80 名の受講があり、ほぼ全員が支援員として府市に登録した）

＜取組の課題や今後の実施方針等＞

市長同意による医療保護入院者だけでなく、任意入院等、他の入院形態で入院している方で家族等の面会交流が少ない方にも、より広く事業周知できるよう、行政だけでなく、病院とも連携する必要がある。

令和 8 年度からは、定期的を開催することを予定している実務者会議に、支援員だけでなく病院の相談員にも参加してもらい、訪問ケースの共有や事業周知について検討する。

〔6〕ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業（高齢者／保福）

＜事業概要＞

民間事業者が開発したICTツールを導入し、行政や関係機関に加えて、地域住民が見守りに協力できる仕組みを構築し、地域における見守り体制の強化を図る。

1 民間事業者が開発した検索アプリの導入

行方不明者の検索機能を備えたスマートフォン用アプリを導入。広くアプリのダウンロードを呼びかけ、見守りへの協力者を増やす。

2 緊急連絡用ステッカーの交付

認知症により外出時に行方不明となるおそれのある方の家族等を対象に、衣類や持ち物等に貼付可能な緊急連絡用ステッカーを無償で交付する。

＜事業実績＞

令和7年7月に事業開始。日頃から市民と直接関わる機会の多い金融機関や商店街、タクシー等の交通事業者への協力依頼を行ったほか、市民しんぶんなどでの情報発信、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議での説明、認知症サポーター養成講座での周知など、あらゆる機会を通じて幅広くプロジェクトへの参加を呼びかけた。

・みまもりあいアプリ

ダウンロード数：37,581件

・みまもりあいステッカーの交付

交付実績：68件

＜取組の課題や今後の実施方針等＞

みまもりあいステッカーについては、交付数を増やしていくことが必要である。

引き続き、協力者（アプリダウンロード者）を増やしていくとともに、事業の対象者に情報が届くよう周知に努める。

2 改善・充実事業一覧（10事業）

事業名	別紙 頁/No.
(1) 京都市避難所運営マニュアルの改定	P 2 No. 2 4
(2) DV等様々な困難を抱える女性支援の強化(DV相談支援センター・みんとの体制強化)	P 3 No. 4 3
(3) 孤独・孤立対策強化事業	P 5 No. 9 1
(4) ヤングケアラーへの支援	P10 No.193
(5) 8月人権強調月間作品展	P13 No.259
(6) 人権啓発作品展示	P14 No.262
(7) 「みんなの消防・防災探検」(デジタル版)を活用した防火防災思想の普及啓発	P17 No.339
(8) 多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災研修の実施	P18 No.346
(9) 関連企業に対する啓発活動の実施(人権月間の取組)	P20 No.390
(10) 障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	P23 No.449

◆改善・充実事業の概要（主な事業のみ）

(1) 京都市避難所運営マニュアルの改定（様々な課題、相談・救済／行財）

<事業概要>

国の指針の改定を踏まえ、避難所の生活環境の向上を目的に、学識経験者などの外部委員や関係各局・区の庁内委員の参画のもと検討会を開催し、京都市避難所運営マニュアルを改定した。

<事業実績>

学識経験者や外部委員、関係各局等職員で構成する「京都市避難所運営マニュアル改定検討会」を令和7年度に3回実施。

これら委員からの意見も踏まえ、令和8年3月にマニュアルの改定を実施

<取組の課題や今後の実施方針等>

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度に策定した京都市避難所運営マニュアルに基づき、地域の特性や実情に応じた避難所ごとの運営マニュアルを策定している。(避難所ごとの運営マニュアルは、令和7年12月末時点で、433箇所中423箇所策定済)

令和8年度以降は、改定した京都市避難所運営マニュアルを基に、避難所ごとのマニュアルの更新を推進するため、地域で避難所の開設・運営を担う自主防災会の役員等を対象とした研修会の開催や専門家と連携した伴走支援、マニュアルの更新手順を説明する動画の作成など、3年間かけて、全ての避難所ごとのマニュアルを更新していく。

(2) DV 等様々な困難を抱える女性支援の強化（DV 相談支援センター・みんとの体制強化）（男女／文市）

<事業概要>

DV 相談支援センターや女性のための相談支援センター「みんと」の相談件数の増加に対応するため、体制を強化する。

DV相談支援センターと「みんと」を運営する社会福祉法人において、非常勤職員を常勤に変更するほか、常勤の臨床心理士を配置するなど人員体制を一体的に強化し、引き続き、相談支援ニーズに適切に対応し、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を実施していく。

<事業実績>

- ・相談支援件数（相談延べ件数）
 - 令和５年度 DV 相談支援センター：6,212 件
 - 令和６年度 DV 相談支援センター：6,647 件
 - みんと（令和６年７月開所）：724 件
 - 令和７年度 DV 相談支援センター：6,259 件
 - みんと 1,629 件
- ・相談員の体制
 - 令和５年度 合計７名（うち非正規数２名）
 - 令和６年度 合計８名（うち非正規数１名）
 - 令和７年度 合計８名（うち非正規数１名）

<取組の課題や今後の実施方針等>

みんと開所後、DV 以外の相談が増加しており、暴力・性被害・家庭関係破綻・生活困窮など、複雑化・多様化・複合化した課題を抱える女性への支援にあたっては、個々の状況及び支援ニーズに応じた適切な支援の実施、関係機関との連携強化、及び安定した相談員数での運営が必要となってくる。

増加し続けると予想される相談件数に対応するため、引き続き、相談支援体制を強化する。

また、複雑化・多様化・複合化する相談内容に対応するため、若年被害女性補助金事業の採択団体をはじめ、庁内の各部署とも連携を図っていく。

〔3〕孤独・孤立対策強化事業（複数課題／保福）

＜事業概要＞

令和 6 年 4 月 1 日付けの孤独・孤立対策推進法の施行により地方公共団体の責務とされた孤独・孤立対策に関する理解の増進、人材の養成、官民連携等の取組を、引き続き推進する。

＜事業実績＞

令和 7 年度は、令和 6 年度までの取組に加え、主に以下の取組を実施

- ・「つながりサポーター」養成講座の実施

孤独・孤立の問題について知識を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、困っている人をできる範囲でサポートする「つながりサポーター」の養成講座を実施した。

参加者数 19 名

- ・学習会の開催（居住支援の推進に向けた研修会）

孤独・孤立に関する課題に関して取り組む関係団体等の横のつながりを強化することを目的に締結した「孤独・孤立に関する連携協定」の締結団体等を対象とした研修会・勉強会を開催した。

参加者数 50 名

（参考：令和 6 年度取組）

- ・上記連携協定への参画団体を募集

- ・「京都市版お悩みハンドブック」に支援団体情報掲載（支援団体データベース）機能を追加

- ・「孤独・孤立対策強化月間（5 月）」に京都市情報館、公式 SNS での周知、本庁舎、各区役所・支所等でポスターを掲示、各市立図書館等と連携した孤独・孤立に関する普及啓発の取組を実施

＜取組の課題や今後の実施方針等＞

孤独・孤立対策については、今日的な課題として多様な主体を巻き込みやすいテーマであることから、引き続き試行を重ね、参加しやすい、参加したいと思ってもらえる環境づくりに努めていく必要がある。

支援機関や参加者の声を聞きながら、より多くの、特に地域住民や草の根で活動している団体に参画いただけるよう、より良い形を模索していく。

(4) ヤングケアラーへの支援（子ども／子若）

<事業概要>

ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気付き、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・多機関協働による連携支援を推進する。

また、子どもたちの学校や家庭における生活状況や悩みごと、困りごとなどを把握するとともに、ヤングケアラー本人やその家族の状況に応じた必要な支援につなげることを目的として、ヤングケアラーに関する実態調査を実施し、子どもの気持ちに一層寄り添ったきめ細やかな支援に取り組んでいく。

<事業実績>

- ・個別支援が必要なヤングケアラーの把握のための実態調査を実施
調査期間：令和 7 年 10 月～12 月
調査対象：京都市内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に通う子ども
対象者数：約 13 万人
調査方法：学校を通じて、調査依頼文を子どもたちに配布
回答は、原則、WEB による任意の記名式
- ・ヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした訪問支援事業を実施し、家事・育児の支援を通じて対象世帯の課題やニーズ等を把握
（利用実績：令和 5 年度 2 件、令和 6 年度 4 件、令和 7 年度 5 件）
- ・関係機関等による一層の連携強化や支援の推進を目的とするヤングケアラーに関わる幅広い関係者を対象とした研修会を引き続き開催
（参加者数：令和 5 年度 53 名、令和 6 年度 35 名、令和 7 年度 37 名）
- ・こども家庭庁が作成した小学生向けのヤングケアラー啓発ポスター及びリーフレットを市立小学校及び総合支援学校、児童館に、若者向けのヤングケアラー啓発ポスターを青少年活動センターに掲示
（参考：令和 5、6 年度のその他取組）
- ・市内全ての鉄道駅及び市バス地下鉄の全車両・編成のほか、京都市内の府立・市立学校等に、本市オリジナルポスターを掲示

<取組の課題や今後の実施方針等>

ヤングケアラーが表面化しにくい構造であることに加えて、ヤングケアラー支援においては、支援者側が必要と判断しても、子どもやその家族が支援を望まなかったり拒否したりすることがあり、支援につなげることの難しさがある。信頼関係が十分に構築されていない段階で無理に支援につなげようとする、大人への不信感を招き、かえって支援を拒否される可能性もあり、対応には留意が必要となる。

ヤングケアラーの方々に対しては、様々な支援や声かけが必要であるが、ヤングケアラーだという自覚のない方、行政の支援や介入を拒否されたり、積極的に求めなかったりされる方も少なからずいるため、必要な方、求められる方にしっかりと支援できるよう取り組んでいく。

また、ヤングケアラーがケアする方に対して、医療、福祉、介護等、必要なサービスが十分提供されていることが大切であり、今後とも、各分野別計画に基づき、サービスの供給をしっかりと確保していく。